

## ごみ集積所設置基準等に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、ごみ収集業務の円滑な運営を図るため、本市が収集業務を行う燃えるごみ及び資源ごみ集積所（以下これらを「集積所」という。）の設置基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (集積所)

第2条 集積所とは、一般家庭から排出されるごみ（資源ごみを含む。以下「ごみ等」という。）を一時的に集積する場所とする。

### (設置基準)

第3条 集積所における収集業務の円滑な運営を図るため、設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 燃えるごみ集積所は、おおむね15世帯の範囲に設置する。
- (2) 資源ごみ集積所は、おおむね50世帯の範囲に設置する。

2 前項の規定により難しい場合は、集積所の利用対象が集合住宅か否かをはじめ、周辺道路の状況など、地域の状況について自治会と協議を行う等により設置するものとする。

### (集積所の位置)

第4条 集積所の位置は、原則として次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場所に設置するものとする。

- (1) ごみ収集車（以下「収集車」という。）の通り抜けが可能な4メートル以上の道路に面していること。ただし、幅員4メートル未満の道路でごみ等の収集作業上支障がないと認められる場合又はごみ収集対象戸数が相当数ある袋小路で、収集車を方向転換させる場所が確保される場合は、この限りではない。
- (2) 安全で効率的にごみの収集作業を行うことができ、かつ、通行人、通行車両等の妨げとならない場所であること。

### (設置申請)

第5条 集積所を設置しようとするときは、当該自治会長が燃えるごみ集積所新設申出書（様式第1号）又は資源ごみ集積所新設申出書（様式第2号）により、収集開始日の14日前に、市長に申し出しなければならない。ただし、住宅開発及び集合住宅等の場合は、事前に関係自治会長と協議を行った後に住宅の所有者又は所有者の代理人が申し出ることができるものとする。

- 2 申し出する集積所の設置場所は、土地の所有者又は管理者及び近隣者と事前に協議し、了解を得た場所とする。
- 3 市長は、第1項の規定による申し出があったときは、速やかに現地調査により設置基準に従い審査し、その適否について当該申出者に報告する。

4 前3項の規定（集積所の廃止にあつては、第2項を除く。）は、集積所の設置場所の変更について準用する。この場合において、第1項中「燃えるごみ集積所新設申出書」（様式第1号）又は資源ごみ集積所新設申出書（様式第2号）」とあるのは、「燃えるごみ集積所移設申出書（様式第3号）又は資源ごみ集積所移設申出書（様式第4号）」と読み替えるものとする。

（ごみの収集）

第6条 前条第3項（第4項において準用する場合を含む。）の規定により設置を認められた集積所に排出されたごみは、市長が定期的に責任をもって収集するものとする。ただし、一時多量ごみ、事業所系ごみ及び処理困難なごみについては、この限りではない。

（集積所の管理）

第7条 集積所の管理は、自治会又は集合住宅を管理する者の責任において行うものとする。

2 利用する者は、ごみの分別を徹底し、常に集積所とその周辺のごみ散乱防止等の環境美化に努めなければならない。

3 集積場所がこの要領に定める規定に違反している場合又は集積所の管理が不適切であると認められる場合は、市長は、当該集積所におけるごみの収集を停止し、又は中止することができる。

附則

この要領は、平成16年5月19日から執行する。

附則

この要領は、平成27年7月7日から執行する。

附則

この要領は、令和3年7月1日から執行する。